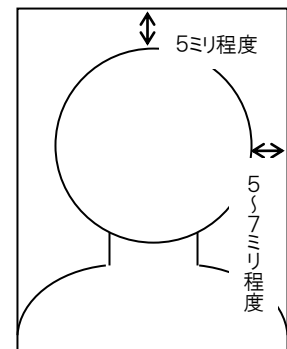


## 申込書、受験票記入上の注意

- 1 申込書は、黒のインク又はボールペンで、記入もれや間違いのないよう、かい書でていねいに記入し、数字は、算用数字を使ってください。
- 2 ※欄を除いて、申込書、受験票のすべてに記入してください。
- 3 試験区分の欄は、受験する職種の A を○で囲んでください。
- 4 氏名、生年月日欄は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- 5 現住所欄には、現在居住しているところを記入し、アパート等の場合は、アパート名、部屋番号も必ず記入してください。
- 6 確実に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。連絡が取れない場合、申込書等が受理できず、受験することができない場合があります。
- 7 通知事項（試験結果通知や電話等）の連絡先を現住所以外に希望する人は、連絡先欄に住所、電話番号を記入してください。  
現住所と同じ場合は記入の必要はありません。
- 8 最終学歴の学校名は「〇〇県立〇〇高等学校」、「〇〇短期大学」などの正式名称で記入してください。ただし、「沖縄県立〇〇高等学校」の場合は、「県立〇〇高等学校」と記入してください。
- 9 写真欄は、申込み前6ヶ月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向き（大きさはタテ4.5cm、ヨコ3.5cm）のもので本人と確認できるものを貼ってください。  
所定の大きさ以外のもの、人物の小さいもの、受験者以外の者とともに撮影したもの、風景を背にしたもの、その他受験者として不適当なものを貼った申込書は受付できませんので十分注意してください。  
人物（顔）の大きさは、右図を参考にしてください。



記入例

令和8年度 石垣市職員採用候補者選定試験受験申込書  
(消防職 経験者枠)

試験区分	<input checked="" type="radio"/> A 消防								
受験番号	※ —								
ふりがな	いしがき	いちろう	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女					
氏名	(姓) 石垣	(名) 市郎							
生年月日 (年齢)	昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	3年7月10日 満34歳	※出欠欄	教養	専門	体力	作文	検査	口述
現住所	〒 907 - 0002 沖縄県石垣市字真栄里672番地 ☎ ( 0980 ) 82 - 9911								
連絡先	〒 — (現住所と同じ場合は記入の必要はありません) ☎ ( ) —								
最終学歴	学 校 名		学 部 名		学 科(専攻)名				
	県立八重山高等学校 普通科								
卒業又は見込		<input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 22年3月			<input checked="" type="radio"/> 卒 <input type="radio"/> 卒見込				
<p>私は、石垣市職員採用候補者選定試験を受験したいので申し込みます。なお、私は試験案内に掲げてある受験資格をすべて満たしており、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していません。</p> <p>また、この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>令和 8年 6月 10日 (自署してください)</p> <p>氏名 石垣市郎</p>									

写 真  
(縦 4.5cm・横 3.5cm)

- ・上半身、脱帽、正面向きのもの
- ・申込前6ヶ月以内に撮影したもの

※写真の裏面に氏名を記入してください  
※サイズの違う写真は受付できません

切手貼付欄  
※郵送申込  
の場合切手

〒 907-0002

記入例

表

住所 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

氏名 石垣市郎 様

令和8年度石垣市職員採用候補者選定試験  
(消防職 経験者枠)

記入例 受 験 票

裏

受験番号	※	—
試験区分 ○を付ける	A.消防職	
ふりがな	いしがき	いちろう
氏名	石垣市郎	
試験日時	令和8年8月2日(日)	
	午前9時20分(午前9時集合)	
試験会場	石垣市役所	

※は記入しないでください。

### — 受験心得 —

1. 試験当日は必ず本票を持参し、標記の時刻までに着席できるように余裕をもっておいでください。試験開始後は原則として受験できません。
2. 受験の際は筆記具(HB鉛筆、消しゴム)を持参してください。机の上には筆記具及び時計(時計機能だけのもの)以外のものを置いてはいけません。
3. 試験中は携帯電話等の電子通信機器の使用は禁止します。
4. 試験場では試験員の指示に従ってください。試験員の指示に従わない者、又は不正行為をした者には退場を命ずることがあります。
5. 退場する際に、試験問題集、解答用紙等はすべて回収します。また、試験を棄権する場合は、試験員に申し出てください。

## 参 考

### 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日（昭和 22 年 5 月 3 日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者